

令和7年7月1日

商工部 工業保安課

内線 3740

直通 092-643-3439

担当 吉永、道端

L P ガス容器の耐圧試験不正事案について

L P ガスの容器は、高圧ガス保安法および同法保安法施行令により「都道府県知事が登録した容器検査所」（以下「L P ガス容器検査所」）において5年に一度の定期検査が義務付けられています。

今般、飯塚市の「L P ガス容器検査所」において、L P ガス容器の定期検査を実施しないまま合格とした不正事実が明らかになりました。

当該容器は、ガス販売店により一般家庭や事業所に納入されています。

【不正を行った事業所】

名 称 大内田産業株式会社

本社（飯塚市川津 351-1）

容器検査場（飯塚市平塚 427-1）

代表者 代表取締役社長 大内田 仁嗣（おおうちだ まさつぐ）

今回の事案を受け、消費者の安全確保を図るため、国（九州産業保安監督部）および関係各県、各県L P ガス協会、九州L P ガス容器検査所協議会等と連携し、すべての未検査容器の緊急点検を実施します。

なお、不正を行った業者の行政処分につきましては、決定次第、お知らせします。

※県内に所在するすべての容器検査所（L P ガス検査所3か所、その他高圧ガス検査所20か所）に対し、耐圧試験に関する緊急立入検査を実施したところ、適正に検査されていることを確認しています。

経 緯

- 「容器検査所登録」に関する事務は、高圧ガス保安法施行令により都道府県知事が行うこととされており、県では、「容器検査所」に対し、検査機器の稼働状態や帳簿の確認等の立入検査を行っているところ。
- 県内に所在する4つの「L P ガス容器検査所」の中の一つ「大内田産業」について、「容器の耐圧試験を一部実施していない」との通報があった。
これに基づき、県警との合同立入検査等やヒアリングを行った結果、同社が一部容器の耐圧試験を実施していない不正行為が明らかになったもの。
- 同社による耐圧試験未実施容器は、一般家庭や事業所に納入されている胴長の

シリンダー容器で、不正本数は約 85,000 本。（佐賀県、熊本県、大分県、長崎県にも流通している）

- ・ 同社は、耐圧試験結果にかかる電子帳簿を改ざんすることで、県の立入検査を逃ってきたが、電子帳簿と試験結果データベースとの照合を行い、今回の不正が明らかになった。

今後の対応

県民の不安を払拭し、安全を確保するため、国（九州産業保安監督部）および関係各県、各県 LP ガス協会、九州 LP ガス容器検査所協議会等で構成する「LP ガス検査不正対策協議会」により、以下の対策を実施。

①未検査容器の緊急点検

全ての容器に個体が識別できる「記号番号」が貼付されており、未検査容器の所在が確認できる。このため、販売店が未検査容器の設置場所を訪問し、緊急点検を行う。

- ・ 目視による外観検査
- ・ ガス検知器等を用いた漏えい検査

②未検査容器の回収・再検査

11月末までの回収完了を目指す。

③相談対応

各県の販売店及び LP ガス協会が、消費者からの相談に対応する。

ボンベの安全性について

福岡県LP協会

- ・耐圧試験は、3MPaの圧力をかけ、**膨張からの復元力を測定する試験**です。(破裂限界を測定するわけではありません)
- ・ボンベは、通常使用でかかる圧力より、かなり高い圧力(3~4倍)まで耐えられるよう製造されています。
- ・すべてのボンベは、**安全弁が設置されており**、ボンベ内の圧力(約2MPa程度)が高まると自動的にガスが排出され、過剰に圧力が上がらないようになっています。
- ・耐圧検査で不合格になる容器は実質、ありません。**耐圧試験を行っていないことで、危険が増すことはありません。**
- ・過去、自然な利用環境で、ボンベの破裂等の事故は起きていません。

スカート

- ・容器が倒れないようにしている土台部分。
- ・ボンベ本体の耐圧性能には無関係。
- ・もっとも腐食しやすい。

※外観検査で、不良品は廃棄される。



バルブ（安全弁付）

- ・2口になっている。
- ・片方が、ホース接続でガスマーターへ。
- ・片方が、安全弁。

ガスマーターへ 安全弁

